

助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

人材開発支援助成金 (特別育成訓練コース)

有期契約労働者等に対する職業訓練を実施する場合、
受給の可能性がります！

受給できる事業主様

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

【1】 都道府県労働局長の受給資格認定を受けた職業訓練計画に基づき、有期契約労働者等（※）に対し以下の訓練を実施すること

- ① 一般職業訓練（OFF-JT）（育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練を含む）
- ② 有期実習型訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた職業訓練）
- ③ 中小企業等担い手育成訓練（業界団体を活用したOFF-JTとOJTを組み合わせた職業訓練）

【2】 訓練時間内の対象労働者に賃金を支払うこと

【3】 次の全ての書類を整備していること

- ① 対象労働者に係る職業訓練等の実施状況を明らかにする書類
- ② 職業訓練等に要する経費等の負担状況を明らかにする書類
- ③ 対象労働者に対する賃金の支払状況を明らかにする書類

【4】 職業訓練計画実施期間開始日の前日から起算して過去6ヵ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業主の都合による離職、または一定の割合を超えた特定受給資格者となる離職者がいないこと

【5】 実施するそれぞれの訓練区分に応じた訓練計画画を作成し、管轄労働局長の認定を受けること

（※）有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等、いわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無機雇用労働者を含む）

受給内容

職業訓練の種類に応じて1訓練コース支給対象者1人あたり下表に該当する額の合計が支給されます。

訓練種類	助成対象	支給額
OFF-JT	賃金助成	1時間あたり475円<600円>（760円<960円>）（※1）
	経費助成	・一般職業訓練（育児休業中訓練を含む）、有期実習型訓練 ※中小企業等担い手育成訓練は対象外 100時間未満：7万円（10万円） 100時間以上200時間未満：15万円（20万円） 200時間以上：20万円（30万円） ・中長期的キャリア形成訓練 または有期実習型訓練修了後に正規雇用労働者等に転換された場合 100時間未満：10万円（15万円） 100時間以上200時間未満：20万円（30万円） 200時間以上：30万円（50万円） ※実費が上記を下回る場合は実費を限度とします。育児休業中訓練は訓練経費助成のみが支給されます。
OJT	実施助成	1時間あたり665円<840円>（760円<960円>）（※2）

※< >内は生産性の向上が認められる場合の額。

※（ ）内は中小企業事業主に対する助成額

※1年度1事業所あたり1,000万円を上限。

※1 1訓練コース1人1,200時間分を上限。

※2 1訓練コース1人680時間分を上限（中小企業担い手育成訓練は原則1,020時間）。

取り扱い機関

労働局